平成２４年（フ）第６６１号
仙台市太白区秋保町湯元字寺田原34番地の５メゾンハピネス101、従前の住所宮城県柴田郡川崎町大字川内字北川原山25番地４
債務者　菅原みよ子
１　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７０９号
仙台市太白区中田１丁目16番５号　リブハウス南Ⅱ―202
債務者　岩瀬　薫子
１　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３４６号
金沢市新神田１丁目10番90号　新神田団地１棟101号
債務者　新村　正弘
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３５５号
金沢市泉本町２丁目52番地１
債務者　中川　由美
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３５７号
金沢市千田町へ76番地
債務者　南部　　洋
１　決定年月日時　平成24年10月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３１７号
山梨県甲府市中村町11番８号
債務者　望月　裕美
１　決定年月日時　平成24年10月10日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３２６号
山梨県甲府市下河原町３番23―429号
債務者　小池　文雄
１　決定年月日時　平成24年10月10日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１７８号
長野県松本市大字内田2119番地２
債務者　丸山八重子（旧姓中村・古屋）
１　決定年月日時　平成24年10月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２０８号
長野県松本市大字島立3488番地２　カトレアハイツ101号
債務者　武居　智之
１　決定年月日時　平成24年10月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２９３号
岐阜県瑞穂市只越974番地２
債務者　増田　壽行
１　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３０５号
岐阜県本巣市三橋３丁目17番地　プレシオ105号、住民票上の住所岐阜市又丸柳町42番地２
債務者　鷲見亜希子
１　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３２１号
岐阜市芥見東山２番38号
債務者　とんかつの店十番こと　古川　義光
１　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３２２号
岐阜市芥見東山２番38号
債務者　古川眞由美
１　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３３１号
岐阜市曽我屋665番地４　雇用促進事業団アパート１号棟406号室
債務者　松原　彰司
１　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第６８号
岐阜県加茂郡七宗町川並16番地２
債務者　長野　　茂
１　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第７７号
岐阜県高山市荘川町三尾河102番地
債務者　大澤　光男
１　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第２８号
奈良県五條市野原東２丁目５番62号
債務者　山本　文夫
１　決定年月日時　平成24年10月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　奈良地方裁判所五條支部